

財形傷害保険 普通保険約款<抜粋>

<財形年金傷害保険 普通保険約款 抜粋>

第41条（契約内容の変更）

- (1) 当社は、財形法の改正または金融経済情勢を反映した市中金利の変動により特に必要があると認めた場合は、主務官庁の認可を得て、計算基礎（注）を将来に向かって、変更することがあります。
- (2) (1)の規定により計算基礎（注）を変更した場合、変更月以降は既に当社に払い込まれた保険料を含めて変更後の計算基礎（注）に基づき運用するものとします。
- (3) (1)の変更を行う場合は、保険契約者へ30日前までに通知するものとします。

（注） 計算基礎

この普通保険約款の規定または保険料もしくは積立金額等の計算の基礎をいいます。

<財形住宅傷害保険 普通保険約款 抜粋>

第43条（契約内容の変更）

- (1) 当社は、財形法の改正または金融経済情勢を反映した市中金利の変動により特に必要があると認めた場合は、主務官庁の認可を得て、計算基礎（注）を将来に向かって、変更することがあります。
- (2) (1)の規定により計算基礎（注）を変更した場合、変更月以降は既に当社に払い込まれた保険料を含めて変更後の計算基礎（注）に基づき運用するものとします。
- (3) (1)の変更を行う場合は、保険契約者へ30日前までに通知するものとします。

（注） 計算基礎

この普通保険約款の規定または保険料もしくは積立金額等の計算の基礎をいいます。

<財形貯蓄傷害保険 普通保険約款 抜粋>

第39条（契約内容の変更）

- (1) 当社は、財形法の改正または金融経済情勢を反映した市中金利の変動により特に必要があると認めた場合は、主務官庁の認可を得て、計算基礎（注）を将来に向かって、変更することがあります。
- (2) (1)の規定により計算基礎（注）を変更した場合、変更月以降は既に当社に払い込まれた保険料を含めて変更後の計算基礎（注）に基づき運用するものとします。
- (3) (1)の変更を行う場合は、保険契約者へ30日前までに通知するものとします。

（注） 計算基礎

この普通保険約款の規定または保険料もしくは積立金額等の計算の基礎をいいます。

（平成 22 年 4 月改定版）